

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和6年3月21日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和6年3月21日（木）
午後2時00分
場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第21号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第22号 さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第23号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第24号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第25号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱及び任命について

【非公開案件】

3 その他の議題

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

4 閉 会

議案第 21 号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。 [略] 学校教育部 [略] <u>教育課程指導課</u> [略] [略] <u>生徒指導課</u> <u>管理係</u> <u>学校支援係</u> [略] 健康教育課 保健係 健康教育係 <u>おいしい給食サポート課</u> <u>給食施設係</u> <u>給食会計係</u>	(内部組織) 第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。 [略] 学校教育部 [略] <u>指導1課</u> [略] [略] <u>指導2課</u> <u>生徒指導対策係</u> <u>生徒指導支援係</u> [略] 健康教育課 保健係 健康教育係 学校給食係
(事務分掌) 第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 管理部 [略] 学校施設整備課 (1) [略] (2) 学校施設の建設に関すること。	(事務分掌) 第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 管理部 [略] 学校施設整備課 (1) [略] (2) 学校施設 <u>（高等学校等を除く。）</u> の建設

		に関すること。
(3) [略]	学校施設管理課	(3) [略]
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]
(3) 学校施設台帳に関すること。		(3) 学校施設台帳(<u>高等学校等を除く。)</u> に関すること。
(4) 学校用地に関すること。		(4) 学校用地(<u>高等学校等を除く。)</u> に関すること。
(5)・(6) [略]		(5)・(6) [略]
(7) 学校施設の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。		(7) 学校施設(<u>高等学校等を除く。)</u> の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。
(8) [略]	学校教育部	(8) [略]
[略]		[略]
<u>教育課程指導課</u>		<u>指導1課</u>
(1)～(22) [略]		(1)～(22) [略]
[略]		[略]
<u>生徒指導課</u>		<u>指導2課</u>
(1)～(6)) [略]		(1)～(6) [略]
(7) 潤いの時間「人間関係プログラム」及び親子支援プログラムに関すること。		(7) 生徒指導総合計画の推進に関すること。
(8) 地域に開かれた生徒指導の推進に関すること。		(8) 潤いの時間「人間関係プログラム」及び親子支援プログラムに関すること。
[略]		(9) 地域に開かれた生徒指導の推進に関すること。
高校教育課		[略]
(1)・(2) [略]	高校教育課	(1)・(2) [略]
		(3) <u>高等学校等施設の整備計画及び維持管理</u> <u>(他の所管に属するものを除く。)</u> に関すること。
		(4) <u>高等学校等施設の目的外使用(継続的にする場合に限る。)</u> に関すること。
		(5) <u>高等学校等授業料等事務の連絡調整</u> に関すること。
		(6) <u>高等学校等の教職員の人事、服務及び研修</u> (他の所管に属するものを除く。)に関すること。
		(7) <u>高等学校等教育に係る指導及び助言</u> (他の所管に属するものを除く。)に関すること。
		(8) <u>中高一貫教育に係る指導及び助言</u> に関すること。
健康教育課	健康教育課	
(1)～(4) [略]		(1)～(4) [略]
(5) [略]		(5) <u>給食施設の維持</u> に関すること。
		(6) [略]

- (6) [略]
(7) [略]
(8) 医療費援助に関すること。
(9) [略]
(10) [略]
(11) [略]
(12) [略]
(13) [略]
(14) [略]
(15) [略]
(16) [略]

おいしい給食サポート課

- (1) 給食施設の運営及び維持管理に関すること。
(2) 学校給食調理場の安全衛生に関すること。
(3) 給食費援助に関すること。
(4) 学校給食費に関すること。
(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済制度掛金保護者負担金の徴収に関すること。
(6) 学校給食用物資納入業者の登録に関すること。

[略]

(施設又は機関)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 第3類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる課、所又は館が所管する。

課、所又は館	施設又は機関
<u>おいしい給食サポート課</u>	学校給食センター
[略]	

5 [略]

- (7) 学校給食調理場の安全衛生に関すること。
(8) [略]
(9) [略]
(10) 医療費及び給食費援助に関すること。
(11) [略]
(12) [略]
(13) [略]
(14) [略]
(15) [略]
(16) [略]
(17) [略]
(18) [略]

[略]

(施設又は機関)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 第3類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる課、所又は館が所管する。

課、所又は館	施設又は機関
<u>健康教育課</u>	学校給食センター
[略]	

5 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

組織改正及び事務分掌の変更等に伴い、さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。

議案第22号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定する。

令和6年3月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(用語の定義)				(用語の定義)			
第2条 [略]				第2条 [略]			
(1)～(9) [略]				(1)～(9) [略]			
(10) 副校長 小学校等、 <u>高等学校</u> 及び中等教育学校の副校長をいう。				(10) 副校長 小学校等及び中等教育学校の副校長をいう。			
別表（第3条関係） 個別専決事項				別表（第3条関係） 個別専決事項			
管理部	[略]			管理部	[略]		
学校教育部				学校教育部			
課所名	専決事項	課長	部長	副教育長			
[略]				[略]			
教職員 人事課	1～10 [略] 11 小学校等の校長の旅行（ <u>引き続き</u> 3日以上の出張に限る。）を命令すること。 12・13 [略]	○			1～10 [略] 11 小学校等の校長の旅行（ <u>宿泊を要する県外出張又は連続する</u> 3日以上の出張に限る。）を命令すること。 12・13 [略]	○	
[略]				[略]			
教育課程指導 課及び特別支援教育室(共通)	[略]			指導1 課及び特別支援教育室(共通)	[略]		

<u>生徒指 導課</u>	[略]		<u>指導 2 課</u>	[略]	
	[略]			[略]	
高校教 育課	1~11 [略] 12 高等学校等の校長の旅行（ <u>引き続き</u> 3日以上の出張に限る。）を命令すること。 13~20 [略]	○		1~11 [略] 12 高等学校等の校長の旅行（ <u>宿泊を要する県外出張又は連続する</u> 3日以上の出張に限る。）を命令すること。 13~20 [略]	○
健康教 育課	1~3 [略] 4 児童・生徒の医療費補助の支給額を決定すること。 5 [略] 6 [略] 7 [略]	○		1~3 [略] 4 児童・生徒の医療費補助 <u>及び</u> <u>給食費補助</u> の支給額を決定すること。 5 <u>学校給食施設の備品購入計画</u> <u>を決定すること。</u> 6 [略] 7 [略] 8 [略]	○
おいし い給食 サポー ト課	1 児童・生徒の給食費補助の支給額を決定すること。 2 学校給食施設の備品購入計画を決定すること。 3 学校給食用物資納入業者の登録をすること。	○ ○ ○			
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和6年度組織改正に伴い、さいたま市教育委員会事務専決規程の所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。

議案第24号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年3月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	6 6	[略]	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	6 6	[略]	[略]
	中学部						中学部				
	高等部						高等部				
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	4 8	[略]	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	4 8	[略]	[略]
	中学部						中学部				
	高等部						高等部				
学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は <u>20</u> 学級を上限とする。						学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は <u>18</u> 学級を上限とする。					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市立特別支援学校の学級数の上限を変更するため、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく市長との協議の回答について別紙のとおり報告する。

令和6年3月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

総人第3287号
令和6年3月1日

さいたま市教育委員会様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について（回答）

令和6年2月22日付で協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 木俣

内線：2417

(写)

教管教総第4086号
令和6年2月22日

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市教育委員会



地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

地方公務員法第23条の2及びの規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 人事係 坪野
(内) 3918

別紙

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する要綱

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱（平成19年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者	評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者
[略]				[略]			
係長、主幹、課長補佐、副参事、その他上記相当職、専門幹	[略]			係長、主幹、課長補佐、副参事、その他上記相当職	[略]		
課・室・館・所長、参事、次長、副理事、その他上記相当職、 <u>調整幹</u>	[略]			課・室・館・所長、参事、次長、副理事、その他上記相当職	[略]		
部長、 <u>総合調整幹</u> ※2	[略]			部長 ※2	[略]		
備考 [略]				備考 [略]			

別表第8を次のように改める。

別表8（第12条関係）

人事評価の種類	適用職員		評価シートの様式
能力評価	全ての管理職	課長相当職以上	様式第1号
	全ての役職定年職員	総合調整幹、調整幹、専門幹	様式第2号

	行政職給料表 適用職員	管理職を除く 全ての職員	主査、係長、課長 補佐相当職	様式第3号
			主事、主任相当職	様式第4号
	医療職給料表 (2)、(3) 適用職員	管理職を除く 全ての職員	主査、係長、課長 補佐相当職	様式第5号
			栄養士、看護師、 養護師、主任相当 職	様式第6号
	技能職給料表適用職員	全ての職員		様式第7号
業績 評価	技能職員以外の職種	主査相当職以上の 職員		様式第8号
			主任相当職以下の 職員	様式第9号
	技能職員	全ての職員		様式第10号
人事 評価	フルタイム勤務を除く全ての再任用職員			様式第11号

様式第10号を様式第11号とし、様式第2号から様式第9号までを1様式ずつ繰り下げる。様式第1号の次に次の1様式を加える。

(年度) 能力評価シート I [役職定年職員用]

※裏面は業績評価 I シートとすること。

評価期間

所属				月 日 ~ 月 日
職務名		職員番号		氏名

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
発揮能力	監督・統率	部下の士気を高めつつ、組織をまとめ、自ら率先して進むべき方向に導く能力	a b c ⑯ ⑨ ③	a b c ⑯ ⑨ ③	a b c ⑯ ⑨ ③
	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c ⑯ ⑨ ③	a b c ⑯ ⑨ ③	a b c ⑯ ⑨ ③
	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもって的確に決断・判断する能力	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行って、整理、分析し職務に活用する能力	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主のかつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
			第2次評価者コメント(評価理由)		
			調整者コメント(評価理由)		
第1次評価者コメント(評価理由)					

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

<能力評価基準>

評語	評語の意味		
	a	優秀	当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通	当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。	※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。
c	不足	当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。	

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		能力評価 × 0.5 + 業績評価 × 0.5		総合評価(絶対評価)		
評点 合計		評点 合計				評点 合計	評語	
※小数点以下第1位を四捨五入								
評語基準		S	A	B	C	D		
(評点の範囲)		85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満	35点以上55点未満	35点未満		

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく市長との協議の回答について別紙のとおり報告する。

令和6年3月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

総人第3287号
令和6年3月1日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱の協議について（回答）

令和6年2月22日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 木俣

内線：2417

(写)

教管教総第4086号
令和6年2月22日

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市教育委員会



地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議について

地方公務員法第15条の2及びの規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 人事係 坪野
(内) 3918

別紙

さいたま市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱の一部を改正する要綱

さいたま市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱（平成28年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
 - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(標準的な職及び標準職務遂行能力)		(標準的な職及び標準職務遂行能力)	
第2条 標準的な職及び標準職務遂行能力は、次の表のとおりとする。		第2条 標準的な職及び標準職務遂行能力は、次の表のとおりとする。	
(技能職給料表適用者以外)		(技能職給料表適用者以外)	
級	標準的な職	標準職務遂行能力	標準職務遂行能力
	[略]	[略]	[略]
	主幹・主任指導主事	1～3 [略]	1～3 [略] 4 豊富な経験に基づく知識、技術の伝承者となる（参与のみ）。
4級	総合調整幹	<p>市政・区政の総合調整者</p> <p>1 局・区の政策・方針の決定を支援し、市政を前進させるために必要な折衝・調整を行う。</p> <p>2 管理職としてのマネジメントの経験に基づき、幹部職員をはじめとする管理職に対し、組織管理のための監督・統率に関する助言及び支援を行う。</p> <p>3 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、複雑・困難な業務の遂行者となる。</p> <p>4 豊富な経験に基づく知</p>	4級

	識、技術を後進に伝承するとともに、人材育成の風土を醸成し、組織力の向上を図る。			
調整幹	<p>施策推進の調整者</p> <p>1 部の施策・方針の構想及び決定を支援するとともに、施策を推進し、実現するために必要な折衝・調整を行う。</p> <p>2 管理職としてのマネジメントの経験に基づき、管理職に対し、組織管理のための監督・統率に関する助言及び支援を行う。</p> <p>3 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、複雑・困難な業務の遂行者となる。</p> <p>4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承するとともに、人材育成の風土を醸成し、組織力の向上を図る。</p>			
専門幹	<p>複雑・困難な業務の遂行者</p> <p>1 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、課の複雑・困難な業務の遂行者となる。</p> <p>2 必要な方策の立案や折衝・調整を行い、業務を着実に遂行する。</p> <p>3 管理監督職としてのマネジメントの経験に基づき、組織運営上の課題の解決や業務改善に取り組み、課の管理監督職を支援する。</p> <p>4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承するとともに、課の人材育成の風土を醸成する。</p>			
参与	<p>事務事業の統括的推進者</p> <p>1 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、課の複雑・困難な業務の遂行者となる。</p> <p>2 課の方針や事務事業の決定を支援し、事務事業を推進し、実現するために必要な折衝・調整を行う。</p> <p>3 管理職としてのマネジメ</p>			

	ントの経験に基づき、組織運営上の課題の解決や業務改善に取り組み、課の管理監督職を支援する。 4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承するとともに、課の人材育成の風土を醸成する。		
[略]			[略]

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 23 号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第23条 基準日以前6月以内の期間において、第9条第1項各号に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合（同項第3号、第4号又は第5号に掲げる者にあっては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（同項第2号に掲げる者として在職した期間にあっては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。）は、前条第1項の勤務期間に算入する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第23条 基準日以前6月以内の期間において、第9条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（同項第4号又は第5号に掲げる者にあっては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の勤務期間に算入する。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年6月に支給する勤勉手当の勤務期間に算入するこの規則による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第23条第1項に規定する期間（令和5年12月2日から令和6年3月31日までのものに限る。）の算定に当たっては、令和5年12月2日から令和6年3月31日までの期間において改正後の規則第9条第1項第2号に掲げる職員（週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員に限る。）として在職した教職員については、改正後の規則第23条の規定にかかわらず、改正後の規則第9条の規定により算定した期間を、改正後の規則第23条第1項に規定する期間とみなす。

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

地方自治法の一部改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

教職員の勤勉手当の勤務期間に、会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間を算入するように措置するもの。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 26 号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>つわりその他の妊娠に起因する症状のため勤務することが著しく困難な場合 次に掲げる区分に応じた期間</u></p> <p>ア 妊娠中の場合 2週間の範囲内において必要と認める期間</p> <p>イ 妊娠4か月未満で流産した場合 当該流産の日から引き続く7日以内において必要と認める期間</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる教職員にあっては、一年の6月から10月までの期間）内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>妊娠中の教職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合 2週間の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一年の7月から9月までの期間内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第24条第1項第5号の改正は令和6年4月1日から、同項第17号の改正は公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この規則による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第24条第1項第5号イの規定は、令和6年4月1日以後に同号イに掲げる場合に該当することとなった教職員について適用する。

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

人事院規則 15－14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。また、併せて妊娠障害休暇の取得要件を拡充するもの。

2 改正の概要

- (1) 夏季休暇の使用可能期間（7月～9月）が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる教職員について、休暇の使用可能期間を6月～10月に拡大するもの。
- (2) 妊娠障害休暇の対象を、妊娠中の教職員に限らず、妊娠に起因する障害のある教職員に拡充するもの。

3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 令和6年4月1日

議案第27号

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年3月21日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職種名) 第3条 職員の職種名は、事務職員、技術職員、 <u>指導主事</u> 及び技能職員とする。	(職種名) 第3条 職員の職種名は、事務職員、技術職員及び技能職員とする。
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）

職種名	職務名
事務職員 <u>技術職員又は指導主事</u>	[略]
[略]	

職種名	職務名
事務職員 又は技術職員	[略]
[略]	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

指導主事への若手教員及び60歳に達した教職経験者の登用を図るため、さ
いたま市教育委員会職員の職名に関する規則について所要の改正を行うもの
です。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。